国民健康保険税 軽減基準が変更に

問保険年金課 ☎70・5617

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額

②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額

③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。保険税率などは変わりません。

年金から差し引く特別徴収対象世帯

65～74歳の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。

①国保の被保険者全員が65～74歳

②世帯主が国保に加入している

③年金給付額が年18万円以上

④介護保険料を年金から差し引かれている

⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

世帯主の年齢が今年度中に75歳になる世帯は、その時点で国保の資格を失うため対象外です。

6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれる併用徴収となるので、9月までは納付書で納付してください。

日曜に特定健診を実施

日曜日に受診できる特定健診を実施します。胃・大腸・肺がん検診と同時受診することもできます。

▼日時　①8月2日②9月6日の各日曜日8時30分から予約受け付け順▼場所　市役所会議室▼対象　来年3月31日現在40～74歳で、健診受診時に市国民健康保険に加入中の方▼定員　各日80人程度（申込順）▼申　①6月3日～30日②7月3日～31日に保健医療センター☎77・1133か直接▼その他　健診日の1週間前をめどに案内書を送付するので、持ち物、注意事項など要確認

表1　保険税の税率・金額・限度額

区　分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.6%	1.95%	1.8%
	（総所得金額－33万円）×上の率		
均等割額	1万6800円／人	6800円／人	6000円／人
平等割額	1万9200円／世帯	7200円／世帯	6000円／世帯
限度額	52万円（昨年度は51万円）	17万円 昨年度は16万円）	16万円（昨年度は14万円）

※限度額以外の税率（額）は昨年度から変更なし

表2　保険税軽減の基準と割合（改定後）

基　準	割合
世帯主と被保険者（特定同一世帯所属者含む）の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A＝26万円（注1）×（世帯に属する被保険者数＋世帯に属する特定同一世帯所属者数）＋33万円 ※（注1）改定前は「24.5万円」	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B＝47万円（注2）×（世帯に属する被保険者数＋世帯に属する特定同一世帯所属者数）＋33万円 ※（注2）改定前は「45万円」	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

介護保険料の納付方法

問高齢介護課 ☎70・5636

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で介護を支える仕組みです。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額や対象者の区分が変わりましたので、詳しくは広報あやせ4月1日号を見てください。

①年金から差し引く特別徴収　老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収となります。

6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月・来年2月に分けて本徴収として差し引きます。

今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

②納付書で支払う普通徴収　特別徴収の対象でない方には6月～来年3月分の納付書を郵送しますので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。口座振替を希望する方は、同課か市内金融機関にある用紙に記入・押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収　今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めることになっています。算出方法は医療保険によって異なりますので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

税の申告 控除・減額の場合も

市県民税控除の追加申告

昨年分の所得税と復興特別所得税の確定申告は、公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は不要です。ただし、社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税申告が必要です。

このため、所得税・復興特別所得税の確定申告と市県民税の申告をしなかった方は、市県民税の税額計算で各種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②昨年分源泉徴収票③支払社会保険料の年間集計額（国民年金保険料がある場合は保険料の証明書）④各種控除証明書⑤医療費控除を受ける方は医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの―を持参し、税務課市民税担当（☎70・5611）へ直接。

申告で固定資産税（家屋）が減額に

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅を新築した方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▼減額率▽住宅耐震改修工事　1年間2分の1▽バリアフリー・省エネ改修工事　1年間3分の1▽認定長期優良住宅の新築　5年間か7年間2分の1▼申告期限▽各改修工事　完了後3カ月以内▽認定長期優良住宅の新築　来年1月31日まで▼減額措置の併用　バリアフリー改修と省エネ改修の組み合わせは併用可。住宅耐震改修と認定長期優良住宅の新築との併用は不可▼詳細　減額対象条件や提出書類は市ホームページに掲載。詳しくは要問い合わせ▼問　税務課資産税担当☎70・5626

建物取り壊しは連絡を

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課資産税担当（☎70・5626）へ連絡してください。

議長に青柳慎氏 副議長は佐竹百里氏

5月13日、市議会臨時会が開かれ、議長に青柳慎氏（63）、副議長には佐竹百里氏（44）が選ばれました。

議会選出監査委員には井上賢二氏（60）の選任が同意され、各委員会の正副委員長には次の方々が選ばれました（◎は委員長、○は副委員長）。

▼議会運営委員会　◎武藤俊宏氏○上田博之氏▼総務教育常任委員会　◎増田淳一郎氏○越川好昭氏▼市民福祉常任委員会　◎安藤多恵子氏○松本春男氏▼経済建設常任委員会　◎比留川政彦氏○内山恵子氏▼基地対策特別委員会　◎松澤堅二氏○笠間昇氏▼議会報編集委員会　◎松本春男氏○三谷小鶴氏

問議会事務局☎70・5643。

青柳慎氏

佐竹百里氏